



みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

INDEX

- ◆ワンクリック請求のトラブルが減りません！
- ◆賃貸住宅の契約、引っ越しはよく確認！
- ◆リコール製品、改めてよく確認してください！
- ◆融資する代わりに携帯電話の購入を迫るヤミ金業者にご用心！



2016

February

2 月号

第71号



ワンクリック請求のトラブルが減りません！

宮城県消費生活センターには、ほぼ毎日ワンクリック請求に関する相談が寄せられています。若者に多い相談のように思われるかもしれませんが、老若男女問わず大変多い相談です。事例と対処法を確認し、突然請求画面が現れても慌てないようにしましょう。

こんな相談が寄せられています

- スマホで無料のアダルト動画を見ようと思い、再生ボタンをクリックすると、カメラのシャッター音がしてアダルトサイトの登録完了画面が表示された。登録する気はなかったので、記載されている連絡先に電話すると、「利用規約に料金を表示しており、契約は成立している。本来であれば、視聴料と登録料で26万円請求するところだが、本日中に支払うのであれば10万円で退会できる。」と言われた。
- パソコンで無料のアニメを見ていたら突然アダルトサイトに登録になり、20万円請求された。すぐにインターネットで消費生活センターを検索し1番上に表示されたところに相談すると、今日中に5万円支払えば解決できると言われた。消費生活センターがお金を請求することはあるのだろうか？



★アドバイス★

- ワンクリック請求は、そもそも**契約が成立していない**のでお金を支払う必要はありません！**無視しましょう！**
- 請求画面が消えない場合は、IPA（独立行政法人情報処理推進機構）のホームページを参考にしてください。
- トラブルに遭った人がインターネットで解決先を検索してさらに被害に遭う**二次被害**も増えています。広告と検索結果の違いに気をつけて、**落ち着いて検索**しましょう。
- 少しでも不安であれば、**お住まいの地域の消費生活相談窓口**に相談しましょう！



賃貸住宅の契約、引っ越しはよく確認！

消費生活センターにはアパートなどの賃貸に関する相談がよく寄せられています。中でも、退去時の原状回復に関する相談がとても多いです。退去する際、大家さんと揉めないためには、入居する時に契約内容をよく確認することが大切です。

不動産会社から原状回復費用の請求書が届いたが、見積額が敷金を超えていた。契約条項を元に請求されているハウスクリーニング代は納得しているが、新品に交換したばかりのエアコンの洗浄代や畳の表替えは納得いかない。



賃貸住宅を借りる時のポイント

●物件は自分の目でしっかり確認しましょう●

借りる部屋や建物の状態を見るほか、周辺環境、利便施設、駅までの時間なども広告の情報だけをうのみにせず、自分の目と足で確認することが大切です。

●特約条項がある場合はその内容を理解し、納得してから契約しましょう●

退去時の原状回復はどこまで必要かなど、トラブルを避けるため、よく確認しましょう。国土交通省で出している「原状回復ガイドライン」も参考にしてみてください。

●引き渡された部屋の状況をしっかりチェックしましょう●

原状回復の基準となるのが入居時の部屋の状態です。壁や床の汚れや傷などをチェックし、口頭や書面で説明しにくいものについては、日付を入れた写真を残しておきましょう。また、設備や排水の状況など、実際に使ってみないと不備や故障が分からないものに関しては、なるべく早く確かめ、不備等があったらすぐに不動産会社に連絡しましょう。



4カ月前引っ越しをした。その際、長期間使用していないピアノを運んでもらった。親戚の子どもが来たので久しぶりに弾いてみようと思い、ふたを開けようとしたら開かなかった。引っ越しの時に壊れたと思い、業者に連絡すると「引き渡し日から3カ月過ぎているため、損害賠償の対象にならない」と言われた。

☆引越しのポイント☆

一般家庭の引越してトラックを貸し切って行う引越しには「標準引越運送約款」が適用されます。そのポイントを押えて、上手に引越しを済ませましょう。

①引越しの見積りは無料！

※ただし場合によっては、下見に要した費用が必要となることがあります。

②解約・延期手数料は2日前までかからない！

荷物の受取日の前日であれば見積書に記載した運賃の10%以内、当日で20%以内の手数料が発生します。

※すでに実施・着手した附帯サービスに要した費用（見積書に明記したもの）はかかります。

③破損や紛失は3ヶ月以内に！

事業者の責任は荷物の引渡しが終わってから3ヶ月です。引越し後は、なるべく早く荷物などの確認をしましょう。



リコール製品、改めてよく確認してください！

今回、残念なことにリコールされていたストーブによる死亡事故が発生してしまいました。ストーブに限らず、改めて皆さんの身の回りにリコール製品がないかよく確認してください。



©宮城県・旭プロダクション

消費者庁 リコール情報検索サイト

<http://www.recall.go.jp/>

リコール情報を
確認できます！

⚠️ 長く使用している製品でも事故が発生しています！

電気製品や燃焼機器などは、長期間使用しているうちに熱や湿気、ほこりなどの影響によって、部品が劣化して発煙や発火のおそれがあります。変な臭いや音など少しでも異常を感じたら、使用を中止して事業者や販売店に相談してください。

新しい製品には、様々な保護装置が搭載されているものもあります。買い換えも、事故防止策の1つです。



融資する代わりに携帯電話の購入を迫るヤミ金業者にご用心！

最近、インターネットで見つけた貸金業者が実はヤミ金業者だった、といった相談が寄せられています。ヤミ金は犯罪です。融資を必要としていても、手を出さないようにしましょう。



インターネットで見つけた貸金業者に借入の申込みをした。申込み手続きをネット上で済ませると、その業者から電話で「貸付はできるが、情報更新のため携帯電話を1台契約し、その端末を弊社に送付してほしい。その後、その携帯の契約はすぐに解約して良い。違約金は弊社が負担する。」と言われた。なんだかおかしいと思い、その業者の名前を検索するとヤミ金業者との書き込みをみつけた。

アドバイス

- ヤミ金は犯罪です。お金を借りる前に、その業者が**キチンとした貸金業者かよく調べましょう**。
- 他人に譲るために携帯電話を契約し、それを本当に譲ってしまうと、**譲った人が罪に問われる**可能性があります。
- 脅されたりした場合は、すぐ警察に相談しましょう。



警察相談専用電話

#9110 又は 022-266-9110

- 借金の問題は必ず解決できます。

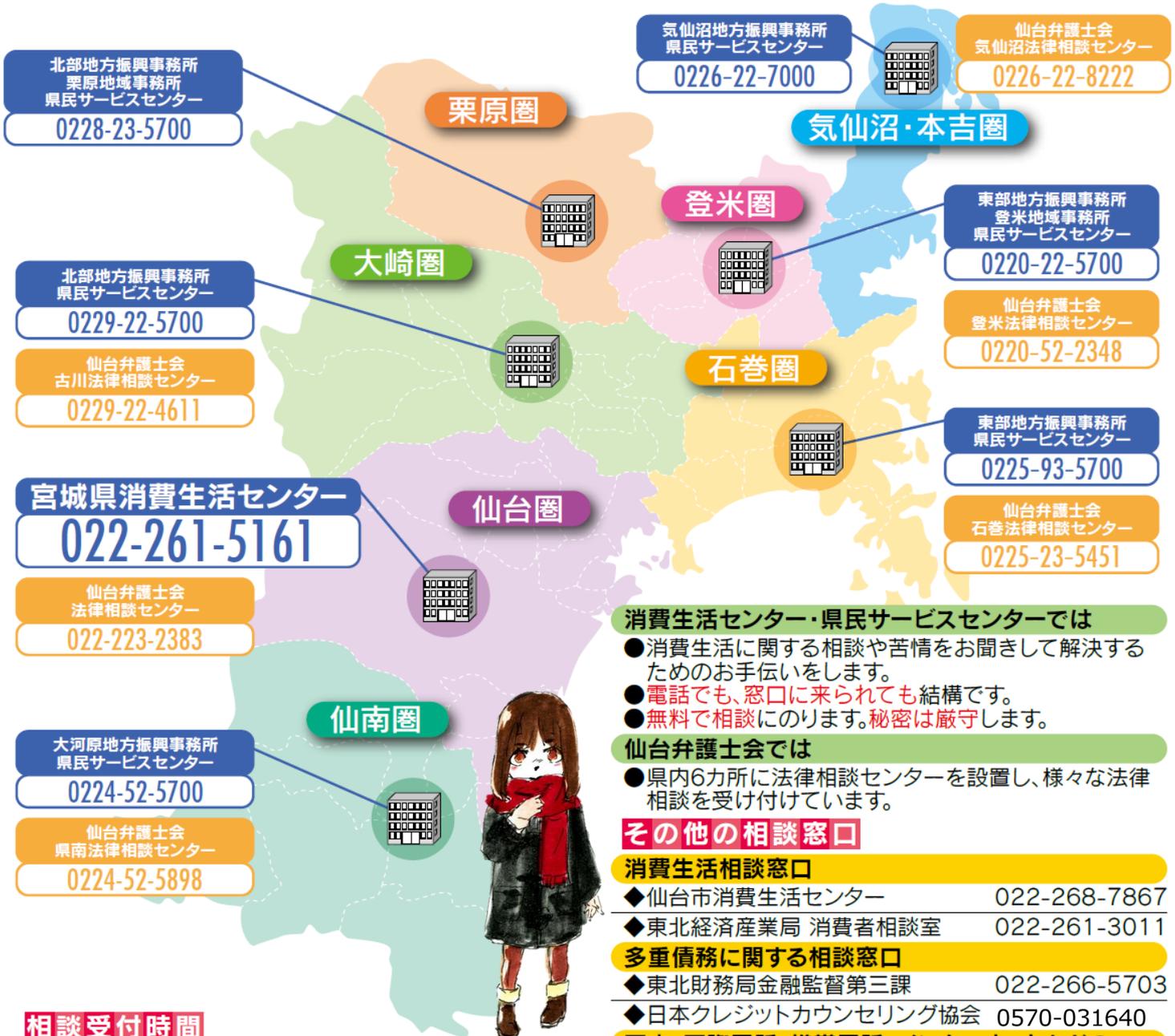
多重債務などでお困りの際は、お近くの消費生活相談窓口にご相談ください。



困ったとき、わからないときは…

消費生活センター 県民サービスセンター

相談 しよう!



消費生活センター・県民サービスセンターでは

- 消費生活に関する相談や苦情をお聞きして解決するためのお手伝いをします。
- 電話でも、窓口に来られても結構です。
- 無料で相談にのります。秘密は厳守します。

仙台弁護士会では

- 県内6カ所に法律相談センターを設置し、様々な法律相談を受け付けています。

その他の相談窓口

消費生活相談窓口

- ◆仙台市消費生活センター 022-268-7867
- ◆東北経済産業局 消費者相談室 022-261-3011

多重債務に関する相談窓口

- ◆東北財務局金融監督第三課 022-266-5703
- ◆日本クレジットカウンセリング協会 0570-031640

国内・国際電話、携帯電話、インターネットなどの電気通信サービス相談窓口

- ◆東北総合通信局 情報通信部 電気通信事業課 022-221-0632

- ◆その他、県内の市役所・町村役場でも、消費生活相談窓口を設置しています。

相談受付時間

- ◆宮城県消費生活センター 平日 9:00~17:00
土・日 9:00~16:00
※祝日・年末年始はお休みです。
- ◆各地方振興事務所
県民サービスセンター 月~金曜日 9:00~16:00
※土・日・祝日・年末年始はお休みです。

宮城県消費生活センターのホームページから、本情報誌のバックナンバーをご覧ください。

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syoubun/miyaginojoho.html>



発行/宮城県消費生活センター